

教育民生委員協議会記録

開会年月日	平成28年6月14日
開会時刻	午後2時5分
閉会時刻	午後3時23分
出席委員名	◎藤原清史 ○楠木宏彦 上村和生 北村 勝
	辻 孝記 吉岡勝裕 品川幸久 上田修一
	中村豊治
	中山裕司 議長
欠席委員名	なし
担当書記	中野 諭
協議案件	伊勢市こども発達支援施設「おひさま児童園（仮称）」の設置について
	伊勢市駅前市街地再開発事業に伴う保健福祉施設の整備について
	行財政改革指針取組項目の平成27年度実施結果について
	伊勢市教育委員会 教育委員の増員について
	低炭素社会モデル事業について《報告案件》
	採択請願の処理の経過について（福祉事業所の整備・拡充を求める請願）《報告案件》
	採択請願の処理の経過について（喫煙場所を適切に設置し、よりよい分煙環境を整備する請願）《報告案件》
	城田中学校のプールの取り扱いについて《報告案件》
説明者	情報戦略局長、情報調査室長
	環境生活部長、環境課長
	健康福祉部長、健康福祉部次長、健康福祉部参事、健康課長
	生活支援課長、福祉総務課長、こども課長
	教育長、事務部長、学校教育部長、教育総務課長、学校教育課副参事
	その他関係参与

協議経過

藤原委員長開会宣言及び会議成立宣言後、直ちに会議に入り、協議案件として「伊勢市こども発達支援施設「おひさま児童園（仮称）」の設置について」外3件について当局から説明を受け、若干の質疑の後、聞き置くこととした。

次に、報告案件として「低炭素社会モデル事業について」外3件の報告を当局から受け、若干の質疑の後、聞き置くこととし閉会した。

なお、詳細は以下のとおりです。

開会 午後2時5分

◎藤原清史委員長

ただいまから教育民生委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立いたしております。

本日御協議願います案件は、お手元に配付の案件一覧のとおりであります。

これより会議に入ります。

議事の進め方につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。

そのように取り計らいをさせていただきます。

【伊勢市こども発達支援施設「おひさま児童園（仮称）」の設置について】

◎藤原清史委員長

それでは始めに「伊勢市こども発達支援施設「おひさま児童園（仮称）」の設置について」を御協議願います。

当局から説明をお願いいたします。

教育長。

●北村教育長

本日は、教育民生委員会に引き続き、教育民生委員協議会をお開きいただきありがとうございます。

本日御協議いただきます案件は、「伊勢市こども発達支援施設「おひさま児童園（仮称）」の設置について」ほか、報告案件も含めまして全部で8件でございます。

それでは、協議案件の順番に従いまして、所管課から説明いたしますので、よろしく御協議のほどお願いいたします。

◎藤原清史委員長
健康福祉部参事。

●中村健康福祉部参事

伊勢市こども発達支援施設「おひさま児童園（仮称）」の設置につきまして御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料1をごらんください。

これは、昨年8月27日教育民生委員協議会で御報告を申し上げました福祉施設管理の今後の方向性にに基づき、ハートプラザみそのうち、老人デイサービスセンターを転用し、児童福祉法に規定する障害児通所支援事業による理学療法などの機能訓練を実施する、こども発達支援施設「おひさま児童園」を新たに設置しようとするものでございます。

1番の設置目的といたしましては、発達に支援の必要な児童に対して、生活に必要な機能訓練、基本的な動作の指導、及び集団生活へ適応訓練等を行うことにより、児童福祉の増進を図ることとしています。

2番の実施事業といたしましては、未就学児を対象といたします児童発達支援事業の定員が10名程度、小学生以上から高校生までのお子さんを対象とした放課後等デイサービス事業の定員が10名程度とし、指定基準上の人員配置に上乘せし、理学療法士などの機能訓練担当職員2名を配置する予定でございます。

3番の施設の管理運営方法といたしましては、指定管理者制度により利用料金制とし、指定管理者は管理運営に必要な経費を、給付費、利用料等ですべて賄うことといたします。また、施設の改修につきましては、事業開始までに市が実施いたします。

4番の今後のスケジュールといたしましては、平成28年6月市議会定例会に伊勢市中心身障害児通園施設おおぞら児童園条例の全部改正議案、及びハートプラザみその条例の一部改正議案を提出いたします。議決をいただきましたら、速やかに指定管理者の募集を開始し、9月ごろ指定管理者を選定し、12月市議会定例会に指定管理者の指定について、議案を提出させていただきます。

平成29年4月に新たな施設の機能に合わせた改修工事を行う予定でございます。

以上が、伊勢市こども発達支援施設「おひさま児童園」の設置についての概要でございますので、御協議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎藤原清史委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【伊勢市駅前市街地再開発事業に伴う保健福祉施設の整備について】

◎藤原清史委員長

次に、「伊勢市駅前市街地再開発事業に伴う保健福祉施設の整備について」を御協議願います。

当局から説明を願います。

福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

それでは、「伊勢市駅前市街地再開発事業に伴う保健福祉施設の整備について」御説明申し上げます。

資料2を御高覧願います。

始めに現在の保健福祉サービスの現状でございますが、最近では高齢、障がい、子育て、虐待、生活困窮などの課題を重層的に抱える世帯が増加しており、その内容についても複雑化しております。

これらの課題に対応するためには、できる限り速やかに相談・支援につなぎ、課題の深刻化を未然に防ぐための総合的な相談体制の整備が必要となっております。

また、発達障がいのあるお子さんの成長に合わせた、切れ目のない相談・支援への取り組みを充実させていく必要もございます。

こうした現状を踏まえ、高齢者、障がい者、子供、生活困窮など、全世代を対象とした包括的な相談・支援や、切れ目のない支援を行う保健福祉施設の整備が必要と考えております。

施設の設置場所としましては、公共交通機関の利便性により相談者がアクセスしやすいこと、相談機能の集約化のための十分なスペース確保が可能なことを考慮し、伊勢市駅前市街地再開発事業の実施により建設される施設内に設置したいと考えております。

現在、伊勢市駅前市街地再開発事業は、図面にもございますように、A地区、B地区、C地区の3つの区域で計画されておりますが、この内B地区の区域に保健福祉施設の設置を予定しております。

資料の裏面をごらんください。

B地区の建物は12階建てを予定しており、この内5階から7階までの公益施設の部分に保健福祉施設を設置したいと考えております。

整備時期につきましては、民間事業者が施行する建物工事の完成に合わせて供用を開始することとし、その間で必要な準備作業を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎藤原清史委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありますか。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

少し聞かせていただきたいと思います。

きのうの産業建設委員会でも、少しここでどういうことをするのかという議論もされていましたが、改めてここで聞かせていただきたいと思います。

今回、この市街地再開発ということで、A・B・C地区の大変この利便性の高い場所を3フロア、場所が入っていただいているかどうかというお声がけもいただいた中でですね、大変便利な場所であると思いますし、この3つのフロアを有効に活用させていただくというのは、この市にとっても有効なことだとは思っております。

きのうも2分の1は国の補助金をいただけるということで、まあ大変有利にその辺が活用されるのではないかと思いますけども、改めてもう一度その3フロアで具体的にどういったことをしていくのかっていうことを、きのうちょっと説明いただいたんですけども、もう一度ここでお聞きかせいただけますでしょうか。

◎藤原清史委員長

福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

現時点ではですね、はっきりと決まったわけではございませんけども、高齢者・障がい者の相談窓口であるとか、発達障がい児のための相談窓口、また、発達障がい児の成長に合わせた、支援療育を行うような施設、さらにはですね、生活困窮等、非常に重層的な課題を抱えた御家庭の相談に対応するような窓口、こういったものを考えておるところでございます。

◎藤原清史委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

現在、そういった相談窓口というのは、それぞれ小さからず、少なからずというか、いろいろあるとは思いますが、その業務を拡大して統合していくというのか、それともその、また違う、改めて何か違うことをしていくというのか、その辺はいかがなんでしょうか。

◎藤原清史委員長

福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

やはりですね、今ばらばらになっておる相談機能を集約化してですね、ワンストップで対応できるような体制をつくりたいということもございますし、また、新たな課題に対応するような、そういった窓口も設置をしてまいりたいと考えております。

◎藤原清史委員長
吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

そういったことで理解させていただきます。

今回その3フロアということで、5階から7階ということなんですけども、大体この3つ合わせると、どれぐらいの広さを想定しているのか、大体わかる範囲で結構です。ざくっとお答えいただけますでしょうか。

◎藤原清史委員長
福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

5階6階7階3フロア合わせまして、これもまだこれから精査していくわけなんですけども大体3,000から3,500平米程度を予定しております。

◎藤原清史委員長
吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

そうするとですね、その分の場所が建物の共同所有者という形になるんですね、これは賃貸じゃなくて、これは、その床の部分を買うということになるんですよね。

そういった中でですね、共同住宅とか、その他に民間福祉施設、1階には商業施設、医療ということになるわけなんですけども、そこに入るといって、場所的にはすごくいい場所なんですけれども、逆にデメリットとして何か考えられているようなところというのはないのでしょうか。

◎藤原清史委員長
福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

先ほど、取得あるいは賃借という話が出ましたが、現時点ではですね、はっきりと決めたわけではございませんので、メリットデメリットあると思いますので、その辺は検討したいと考えております。

デメリットはないかというようなところがございますけども、これもですね、今後検討課題のひとつとして考えておるわけなんですけども、駐車場をどうしていくのかというようなところは今後ですね、利用者がどれくらい来るのかというようなことのシミュレーションも含めてですね、考えていかなければならないと、このように考えております。

◎藤原清史委員長
吉岡委員。

○吉岡勝裕委員
わかりました。

そうしたら、今駐車場の話をしていただきましたので、立体駐車場が2階から4階まで3フロアということですが、上に共同住宅が入りますし、1階にですね、恐らくこの辺の皆さん、要は買い物するところが、特に食べ物とかですね、そういうスーパーマーケット等が入った場合は、この立体駐車場もなかなか、この規模で確保できるのかと。先ほどお答えいただいたんですけども、伊勢市の分だけ、別で駐車場を建ててくださいとか、そんな追加の工事になったりとかですね、追加でほかにお金がかかってくるようなこともちょっと心配されますので、その辺はちょっとまたその協議の中でですね、しっかりと協議していただきたいと思っておりますけども、そういう部分も含めて、この土地は借りたままになるんですよ。ですから、当然賃借料というか、その土地の部分の借地料というのは当然発生して、みんなが払っていくこととかになると思うんですけども、共益費等を含めてですね、そこら辺の年間どれぐらいの経費がかかってくるよというのは、ざくっとした計算というのはされていますでしょうか。

◎藤原清史委員長
福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

土地に関しましてなんですけども、これは取得か賃借かまだ決めてない状態なんですけど、取得したとなりますとですね、マンションのような形ということですね、土地の部分の権利も一緒に買い取るという形になろうかと思っております。

それから、もう1点は、ランニングコストですね。すいません、ランニングコストにつきましてはですね、取得の場合も賃借の場合もございますけれども、現時点ではですね、少し3,000から3,500というような形で幅もございますので、正確なシミュレーションというのはまだできておりませんので、今後ですね、この計画が進んでいく中でですね、順次報告をさせていただけたらなと考えております。

◎藤原清史委員長
他にございませんか。
品川委員。

○品川幸久委員

きのうこの開発の話が出てですね、きょう整備についてという話が出ていますよね。非常に、私から見るとね、ええことなんかもわかりませんが乱暴やなど。

先ほど聞いておればランニングコストも何も決まっていなくて。賃借も何もわからない。その中でですね、これだけをやりたいんやうて言うて、本来なら、これの題目もですね、

考えてみたら、健康福祉の施設の考え方についてというぐらいのもので出されるんやったら、私らもすっと飲めるんですけど、もうはっきり整備についてと書いてあるんですよ。整備ということは、やるということですよね。

まだ、きのうきょう出されたもので、何がどうなっとるかわからんのに整備だけするとこだけ決めるというのは、非常に僕は問題やと思うんですよ。

もしこういうことがあって、できれば市としてはこういうことを考えています、こういうこともありますよねというんなら、まだね、内容的にいい悪いは別にしてね、入り口論として。

先ほど公設マネジメントの話も出ていましたけど、当然、先ほどの話にあるように、市内にあるものをいろんなものを精査しながら、中に入れていかないかん。先ほど公設マネジメントのほうは素案をことしにまとめるというような話ですよ。実際本当ならば、公設マネジメントはどこをどうするかというのは、発表してほしいと、僕ら何度も言っておるんで、それがどんだん遅れとるときに、ここの部分だけを整備しますと、ちょっと私は乱暴な考え方やな。まだね、建つんでしょうけど、先ほど吉岡議員からお声がけをいただいてと、声かけてもらったんかどうかわかりませんよ、私は本来ならば民間は民間で全部やっていただいてと。ただ、今の再開発については、市もやっぱりひとつ協力はせんらんということで、それが福祉の施設なんか、例えば文化の施設なんか、いろんな考え方があるんですよ。

それが3フロアということを決めてですね、平米数も大体これぐらいやと、何するんやと、どんだけ来るかわからへん。駐車場もどうしようかということ、今こういうふうな形で発表されるというのはちょっといかなもんかな。経営戦略会議でもしっかりと話されてね、ここへ持ってきたんかということ、ちょっと聞きたいぐらいなんで、ちょっとそこら辺のところだけ説明してもらえますか。

◎藤原清史委員長
健康福祉部長。

●江原健康福祉部長

施設の整備に関してでございます。先ほど施設といえますか、総合的な相談支援体制の必要性というか、先ほど課長から申し上げたところでございます。

こういったところを必要性についても部内、それから庁内の会議でも必要性を、話をしながら、今はっきり、どの機能をどういうふうにとすることはまだ決まっておりません。ですが、こういう、先ほど申し上げました方向性につきまして、庁内的には合意を得たというふうなことで今回挙げさせていただいたということでございます。

公共施設マネジメントというふうなお話が出ました。当然のことながら機能を寄せますと、施設についてはすべての機能がそこへ移る場合もありますし、例えば複合施設に含まれておるような機能ですと、一定の面積がそちらあいてくるというふうなことでございます。

公共施設マネジメントについても庁内横断的にやっていくというふうな考え方もございますので、そういったところにつきましては、今回、どの機能をそこへ寄せて、どの機能

を公共施設マネジメント、既存の部分、その新しい施設へ移る部分というふうなところを詳しく精査しながら利用といいますか、例えばそれをほかの施設と統合するであるとか、というふうなところを、これからまだ考えていきたいというふうに考えております。ですので、それを置き去りにしたままということではございません。

◎藤原清史委員長

品川委員。

○品川幸久委員

先ほどの説明でいくとね、そこら辺の部分がほとんどここへ入るといような意味に聞こえるんですけどね。

それこそ公設マネジメントで、どこをつぶして、どこへ持っていくんだと、健康福祉センターをつぶして、こっちへ持ってくるとかね、いろいろありますよね。そういうふうなこともね、それはいや、しないんだ、それはどうなるかわからん、いや、これはここへ持ってくるんだというだけではね、やっぱり今1番大事なのは市が伊勢市全体を見て、機能の集中を使用しましょうと、将来的な効率も考えましょうというならばね、やはりそういうことも一緒に、同時的に出していただけないとですね、いや今この機能が大事やもんでその機能だけは持ってきますと、そうすると3フロアもいるんかというたら、いやそれはどうかわかりませんわと。

やっぱりそういうね、考え方がしっかりしとらんとね、本当に3フロアがいるのか、ひょっとしたら4フロアいるかもわからん。やっぱりそういうことでしょ。そういうことも含めて、しっかりしたものをね、出してもらわんと。

いや、こんなことやりたいんで整備しますというてね、だからきょうは考え方だけね、こんなことをやりたいと思っていますけど、御意見聞きたいというんやったらね、やっぱりいろんな意見も出ますけど、これとこれとこれをやって整備しますというふうに出されるとね、ですから家賃は幾らなんやとか、そういうふうな話が出てくるけど、まだそれに対して全然答えられないのに、それだけ先行してね、やるというのは、ちょっといかがかなと思ったんできょうは質問させていただいたんですけど。よくよくずっと経過を見ていきたいと思えますけど。ただ、それだけはしっかり公設マネジメントも含めて、やっていただきたい、それだけ言うておきます。

◎藤原清史委員長

他に御発言はございませんか。

辻委員。

○辻 孝記委員

少しお尋ねしたいと思います。

公益施設を3フロア、先ほども話がありましたとおり、借りるとい方向性になっているというふうに聞きました。

先ほども若干話が出ました立駐の部分が3フロアであるということ、上が共同住宅であ

るということと、それから民間福祉施設サ高住が入ってくるというふうなことを考え合わせましたときにですね、この立体駐車場等をですね、実際本当に3フロアでこれ大丈夫なのかということがすごく心配になります。

そうすると何かと言うと、公益施設の関係も利用者の方々がどういう方々が入ってきて、どういう方々が利用するんだということをしっかりと考えていかないとはですね、その辺のところの入っていく意味もですね、変わってくるかなというふうに思うんですが、その辺ちょっとどのようにお考えになっているかお聞かせ願えますか。

◎藤原清史委員長
福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

現在、駐車場につきましては、駐車スペースをシェアして使うようなことを今ちょっと考えるところでございます。

占用スペースにつきましては、必要最小限とどめる、あるいは公用車も何台か必要になってくるかなと思うんですけども、公用車については、できれば周辺の民間駐車場を確保できたらなと考えております。

いずれにしましても、今後整備する機能、利用者数をですね、想定する中でですね、その施設の利用者、あるいはこの建物全体の駐車必要台数、その辺りもですね、再開発事業者とですね、十分詰めてまいりたいと考えております。

◎藤原清史委員長
辻委員。

○辻 孝記委員

その辺しっかりとですね、協議もしていただきながらですね、入っていく意味合いもあるので、そのこのところを、僕はすごくいいことだと思っておりますしね、特にサービスのことを一元化していくということは、市民の方から見たら、行政はどこへ行っていいかわからんという中でですね、ここへ行けば皆さん全部相談に乗ってもらえるんだというところがあるというのは、市民にとっては安心して、利用しやすいという環境になるかというふうに私は思っておりますので、大賛成なんですけれども、ただ、いかんせんそういった使い勝手が悪くなってしまっただけではですね、いけないということがあります。

そういった意味では入っていく以上、その利便性も含めて活用しやすいような状況を、事業者側にも言っていただきたいなというふうに思うんですね。

ここは先ほども話があったように利便性がいい駅前ということもありましてですね、利用するだけの方だけじゃなくて、反対に言うと、この駐車場を使ってですね、出張していこうかという人が出てくるかもわからないわけですよ。

そういうことがあってはですね、元も子もない、駐車スペースがどんどんとられていくというふうなことが起こりうるので、そういったことも踏まえてですね、ちょっと事業者に対して、ちょっといろいろとお話しかけをしていただいて、もっといい方向なるような

形を検討していただきたいなというふうに思いますが、その辺のところのお考えをお聞かせください。

◎藤原清史委員長
健康福祉部長。

●江原健康福祉部長

今までの施設ではなくて、やはり駅前に持ってきたということで、基本的に公共交通機関をお使いいただきやすいような場所に持ってきたということがございます。

ただ、おっしゃられるように公共交通機関のないような方については、自家用車でお見えになる方もお見えになるというふうなことで、これから十分詰めていきたいというふうに考えております。

◎藤原清史委員長
辻委員。

○辻 孝記委員

その点、しっかりとお願いしたいと思います。

子育ての関係とかも含めると一緒にですね、子供を公共交通機関で来るということが難しい方がたくさんあるかというふうに思いますので、その辺のところをしっかりと、お願いしたいと思います。

◎藤原清史委員長
よろしいか。
他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長
御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【行財政改革指針取組項目の平成27年度実施結果について】

◎藤原清史委員長

次に、「行財政改革指針取組項目の平成27年度実施結果について」を御協議願います。
当局から説明をお願いいたします。

情報調査室長。

●浦井情報調査室長

それでは、行財政改革指針に基づく取組項目の平成 27 年度の実施結果につきまして、お手元の資料 3 に基づき御説明を申し上げます。

表紙をお開きいただきまして、右ページのイメージ図をごらんください。

イメージ図、下のほうに大きく枠囲みをしてしておりますけれども、行財政改革の視点といたしましては「経営資源の有効活用」、「事業実施の最適化」、「成果重視の行政運営」、「活力ある組織風土の構築」、この 4 つを視点といたしまして、平成 26 年度から 29 年度の 4 年間で目標を定め、取り組みを実施しております。

資料末尾の取組項目一覧表をごらんください。

全体では、網掛け表示しております新規項目を含めまして、30 項目に取り組んでおります。

教育民生委員所管の取り組みにつきましては、印をつけさせていただきました 5 項目でございます。

進捗状況につきましては、おおむね計画のとおり取り組みができておりますが、4 ページの「雑誌スポンサー制度活用による市立図書館雑誌購入財源の確保」におきましては遅れが生じております。

それでは、教育民生委員所管の取り組みにつきまして、順に御説明をさせていただきます。

なお、本資料中、年次計画欄等にアンダーラインのある箇所がございます。そちらは表記の変更を含め、計画の変更しているものでございますのでお含みおきいただきたいと思います。

それでは 1 ページをごらんください。

「後発医薬品の使用促進」でございます。

本件は年々増加する医療費について、後発医薬品の使用促進により、医療費等の抑制を図るものでございます。医療保険課では平成 27 年度の実施結果につきましては、平成 28 年 2 月での数量シェアは 60.6%に、生活支援課では、平成 28 年 2 月の診療分の数量シェアは 68.4%となっております。

備考欄のとおり、国民健康保険に関し、平成 27 年 6 月 30 日の閣議決定により、新たな数量シェア目標値が定められましたので、目標値を 70%に上方修正し、生活保護におきましては目標値を定めておりませんでした。平成 28 年 3 月 31 日付厚生労働省通知に基づきまして、新たに 80%の目標値を設定いたしております。

次に、3 ページをごらんください。

「教育用コンピューター整備計画の見直し」でございます。

本件は小中学校の統合を考慮し、学校で使用する教育用コンピューターの使用期間を 7 年間とし、余剰となった機器を他校に配置することで経費の削減を図るものでございます。平成 27 年度の取組結果、現状値は 457 台となっております。

このことから、備考欄のとおり、目標値を 550 台へ上方修正させていただきます。

なお、26 年度実績結果にある現状値が単年度分の配置台数を記載しておりましたので、累計数に訂正して、修正させていただきました。

次に、4 ページをごらんください。

「雑誌スポンサー制度活用による市立図書館雑誌購入財源の確保」でございます。

この項目は、昨年度までは収入の増に分類しておりましたが、その内容から歳出削減の取組項目に変更させていただきました。

27年度では、26年度の取り組みに加えCATVを活用した制度周知に努め、7社9タイトルの提供を受けまして、年間で約9万1千円の負担軽減を図ったところでございますが、進捗は遅れの状況でございますので、今後の取り組みに努めることとしております。

次に、19ページをごらんください。

「就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画の策定及び実施」でございます。

平成27年度の実施結果は、施設整備計画に基づき、しごうこども園について、平成28年度から短時間部の3年保育を実施することとし、平成28年度新入園の園児募集を行いました。また、城田幼稚園については、平成27年度の園児数が15名を下回ったことから、平成28年度をもって城田幼稚園を休園とすることとし、平成28年度新入園の園児募集を停止したところでございます。

次に、25ページをごらんください。

「墓地管理手数料のコンビニ収納システムの導入」でございます。

平成27年度は、墓地管理システムの変更と収納システムを導入し、納付書読み込みテスト、納入義務者への周知を行ったところでございます。コンビニ収納は4月1日からスタートしております。

以上が、行財政改革指針に基づく取組項目の平成27年度実施結果でございます。

また、この実施結果につきましては、5月16日に開催されました行政改革推進委員会に報告させていただきました。そこから目標達成した取組項目は、目標値を上方修正してさらなる取り組みをされてはどうか、今後も種々工夫され取り組まれない、こういった御意見を頂戴いたしておりまして、委員の御意見については担当課へ伝え、今後の取り組みにおいて対応することとしております。

以上でございます。

よろしく御協議賜りますよう、お願い申し上げます。

◎藤原清史委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はございませんか。

楠木委員。

○楠木宏彦副委員長

今のことについて、1番目の後発医薬品の使用促進のことと、それからもう1つ城田幼稚園に関してお聞きをしたいと思えます。

1つ目は後発医薬品の使用促進という問題ですけれども、これ、使用促進の取り組みについて年次計画と実施結果が掲載されているんですけれども、その中で生活保護費における医療扶助について、お聞きをしたいんですが、平成26年度、ここの計画としましては、利用促進を医師会や薬剤師会に依頼し、生活保護利用者にはPRするというふうになっています。

実施結果もそのようになっているわけですけれども、27年度は、ジェネリックの利用促進について、その利用促進を依頼、指導するというふうに書いてあります。

実施結果については、特に理由がない先発医薬品の希望者に対して聞き取り、指導を行ったとなっているわけですが、このジェネリックを使いたくないという方には何か理由があるんだと思うんですけれども、その点について丁寧な聞き取りをしていただいているのかどうかその辺について1点、お願いします。

◎藤原清史委員長

生活支援課長。

●濱口生活支援課長

生活保護に関してのジェネリックの使用促進なんですけど、こちらについては生活保護法で規定されまして、原則後発医薬品を使用するという事になっております。

保護の部分で使いたくないっていう方も中には、一部お見えになっておるのかなというところで、その方については、こういう制度の中で、できる限り使っていただきたいということを、本人納得していただいた上で使用を求めさせていただいておるのが現状です。

今後も、そういう形をお願いをさせていただきながら、医師の処方に応じて、原則使っていくという方向で、保護者の方が、そういうお話があれば対応させていただいておるのが実情です。

◎藤原清史委員長

楠木委員。

○楠木宏彦副委員長

今、生活保護を受給者に関しては、原則後発をとということになっているということなんですけれども、先発と後発の違いというのがですね、例えば添加物だとかなんかにあったりしまして、そして、そのことに関して厚労省の文書でもですね、薬の形、いわゆる剤形と言いかたをしていますけれどもとか、添加物なんかが変わると効きにくくなったり、効きやすくなったり、あるいは副作用や症状の悪化なども見られると。こういった事例も報告をされているわけなんですけれども、これ原則ということは、すべてということになるのかどうか、こういった問題が起こる可能性がありますもんですから、その点についてお医者さんとの相談もね、患者さんと必要だと思うんですけれども、ここら辺の安全性の担保についてどのように考えていらっしゃるのかお聞きしたいんですが。

◎藤原清史委員長

生活支援課長。

●濱口生活支援課長

安全性の担保というところですが、こちらについては、医師が後発医薬品の使用を認めた場合、これは医療機関のほうが後発医薬品の使用の促進をされるということになっていきますので、専門家の医師の判断で利用できるものについては変えていただく方向の話になります。

ですので、保護上で判断というよりは専門家の医師の判断ということになりますので、その辺よろしくお願ひします。

◎藤原清史委員長
楠木委員。

○楠木宏彦副委員長

この件に関しまして以上で、次に教民の中の4項目になりますけれども、「就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画」についてなんですけれども、城田幼稚園で15人を下回ったという理由で、ことし園児募集停止ということになっているんですが、この下限についての目安がどうなっているのか、その根拠はどのようなものなのかちょっとお示しください。

◎藤原清史委員長
教育総務課長。

●濱口教育総務課長

平成26年に策定されました「伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画」にもございますように、就学前の子供に対する望ましい教育の質を確保するという観点から、集団の最低人数というのを15人とさせていただいております。

◎藤原清史委員長
楠木委員。

○楠木宏彦副委員長

それで今年度ですね、城田で募集停止になっているわけですけども、その地域で希望される方、幼稚園への入園を希望される方がいらっしゃると思うんですけども、そういった子供たちは、近隣の恐らく幼稚園に入園していくことになるんだろうと思うんですけども、そこら辺の保障については大丈夫なんでしょうか。

◎藤原清史委員長
教育総務課長。

●濱口教育総務課長

当該地区の子供たちの幼稚園教育ということだと思いますので、お答えをさせていただきます。

現在、公立私立幼稚園の定員数が約2,160名、それに対して園児数のほうが約1,000名でございまして、幼児教育を受ける機会がなくなるということとはございません。

また、城田幼稚園の場合でしたら、近隣には公立で小俣幼稚園、市内には通園バスを備えた私立幼稚園もあることから、同幼稚園を休園したとしても、当該地域の幼児教育は引

き続き行うことが可能であると認識しております。

◎藤原清史委員長
楠木委員。

○楠木宏彦副委員長
はい、わかりました。どうもありがとうございました。

◎藤原清史委員長
他に御発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長
御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【伊勢市教育委員会 教育委員の増員について】

◎藤原清史委員長
次に、「伊勢市教育委員会 教育委員の増員について」を御協議願います。
当局から説明を願います。
教育総務課長。

●濱口教育総務課長

伊勢市教育委員会教育委員の増員について御説明いたします。

まず、増員の理由でございますが、平成 27 年 4 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が施行され、教育委員会を代表する教育委員長と事務局を統括する教育長を一本化し、新たな職として教育長を置くこととなりました。

本市におきましては、前教育長が在任期間中であつたことから、同法附則第 2 条の経過措置により、教育委員会の組織体制は、引き続き 5 名の教育委員で構成されておりましたが、本年 4 月 1 日に新教育長が就任されたことにより、教育委員会は教育長と 4 名の教育委員の体制となりました。

それにより、教育長は会議の主宰者となり、また、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者となったことから、教育長には、教育行政に大きな権限と責任を有することとなりました。

それとともに、教育委員さんのほうには教育長の教育行政に対するチェック機能の強化が求められ、委員の役割は今まで以上に重要なものになっていることから、教育委員によるチェック機能を強化するとともに、今後の市の教育行政の活性化を図るため、また、いじめや不登校、発達支援など、教育現場の抱える多岐に渡る教育課題に対し、多様な民

意を十分に反映させ、より一層の教育委員体制の強化を図るため、委員を1名増員したいと考えております。

具体的な手続きといたしましては、3にございますように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条のただし書きに基づき条例を定めるとともに、必要な経費について予算計上をさせていただきたいと考えております。

なお、この増員につきましては、伊勢市教育委員会委員の総意も尊重し、提案をさせていただくものでございます。

以上、「伊勢市教育委員会 教育委員の増員について」の御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

◎藤原清史委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はございませんか。
品川委員。

○品川幸久委員

ただいま説明があったわけなんですけど、教育委員さんの選考方法ですね。どういふことで、今、非常に教育の場が大事であるというようなことをおっしゃられたんで、教育委員さんの、どういふふうを選考されてくるのか、教えていただければ、ありがたいかな。

◎藤原清史委員長

教育総務課長。

●濱口教育総務課長

教育委員の任命についての御質問だと思います。教育委員の任命につきましては、先ほどから言わせていただいております、地方教育行政の組織及び運営に関する法律によって定められておまして、委員は当該地方公共団体の長の被選挙権を有するもので、人格が高潔で教育学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するものとされております。

ですので、任命につきましては、ふさわしい方というのを議会のほうへ提案させていただいて、お認めをいただくということになっております。

ただ、任命に当たりましては、政党、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮すること。それから、委員のうちに保護者であるものが含まれるようにしなければならないと規定されていることから、それらを考慮して、人選をしていく必要があると思っております。

◎藤原清史委員長

品川委員。

○品川幸久委員

わかっておられますかね、僕の質問が。教育委員さん、今お医者さんとか経済界とか、

そういうところのほうから、充て職のようにして選ばれていますよね、じゃないですかね。だからそこら辺がね、医師会さんから選ぶのも何も、そういうことが今まで規則的にあったわけやないですか。それが変更されずにずっとこれ、来ていますよね。

お宅が今言われたのは、今の教育は非常に大事なことで厳しく見てもらわなあかんと
いうようなお話もあって、今度1名、教育長が指揮権を持たれるんでね、もう1人追加と
いうことで、だからそこら辺をね、どういうふうにして選んでいくのかなという、今まで
どおり、この人退いたで、次の経済界の人から呼びましようか、医師会の人が終わったん
で医師会の人から呼びましようかというところに、僕はちょっとある程度疑問を持ってお
るんで、それこそお宅の言われたようにその人が適任やと思われて市長が選ばれておるん
なら結構ですけど、そういうところが偏っているんじゃないですか、偏ったことがないと
言われるんじゃないかと。もう一回ちょっとどうですか。事務部長さん。

◎藤原清史委員長

事務部長。

●佐々木事務部長

ありがとうございます。いわゆる教育委員として、さまざまな課題に対応されるために
どのような人選をしていくのか。今までの部分の中で課題があるのではないかと
いうことも合わせての御質問かというふうに思いますが、私どもとしては、いわゆる教育に造詣の
ある方という、一般的な言葉ではそうなるかと思えます。その中でさまざまな意見をや
っぱり集約する必要があるだろうという中で、先ほど課長からも申しあげましたように、
性別や職業、あるいは保護者、こういったものを考慮しながら、これまでも選んできたつ
もりでございます。

ただ、おっしゃるような部分の中で、再度点検する部分があれば、それはまた今後勉強
してまいりたいと思えますが、今度については特にですね、今現在、またこれ決めており
ませんが、実は教育委員さんの中には女性もみえないような状態でございますし、保護者
の部分も少し薄いような部分がありますので、そういったところの御意見もしっかり聞け
るようなことを前提にしながら、幅広く選定をしてまいりたいと、このように考えており
ます。

◎藤原清史委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【低炭素社会モデル事業について《報告案件》】

◎藤原清史委員長

続いて報告案件に入ります。

初めに、「低炭素社会モデル事業について」の報告をお願いいたします。

環境課長。

●出口環境課長

それでは、低炭素社会モデル事業につきまして御説明させていただきます。

この低炭素社会モデル事業につきましては、平成24年6月12日開催の教育民生委員協議会におきまして、三重県が行う当該モデル事業の参画、平成25年8月20日には、行動計画「おかげさまA c t i o n !」の策定及びその行動計画の取り組み内容等、また平成26年6月12日には、「おかげさまA c t i o n !」の取組状況について、御報告申し上げたところでございます。

この度、三重県のモデル事業が、平成27年度をもちまして終了となりますので、これまでの取組状況及びその成果、また、今後の取組方針について御報告させていただきます。

それでは資料5-1をごらんください。

「1. モデル事業の概要」でございますが、電気自動車等を活用した移動手段の新たな使い方の検討、取り組みを進めることで「地球環境に配慮した、資源やエネルギーが大切にされる、循環型のまち伊勢」を創造するため、平成24年8月に「電気自動車等を活用した伊勢市低炭素社会創造協議会」を設立し、平成25年3月には、行動計画「おかげさまA c t i o n !」を策定し、平成25年度以降、その行動計画に基づきまして、協議会参画者の具体的な取り組みと役割を共有しまして、取り組みを進めてまいりました。

(3)の事業実施につきましては、三重県のモデル事業が、平成24年度から平成27年度までの4カ年でございますので、協議会で策定でございますが、協議会で策定しました行動計画「おかげさまA c t i o n !」は、平成25年度から平成34年度までの10年間の計画でございます。なお、10年計画のうち平成25年度から平成27年度までの3カ年を短期事業期間とし、また、平成28年度から34年度までを中長期事業期間と定めて、取り組みを進めているところでございます。

なお、行動計画「おかげさまA c t i o n !」の詳細につきましては、資料5-3を参照ください。

次に「2. 取組状況及びその成果」でございますが、行動計画「おかげさまA c t i o n !」では、1ページの中段に示してありますように5つの取り組みを定めております。

「取組状況及びその成果」につきましては、平成25年度から27年度までの短期事業において、その取り組み毎にまとめさせていただきましたので、御高覧賜りますようお願い申し上げます。

次に3ページをごらんください。

「3. 課題」といたしまして、平成25年度より短期事業として取り組みを進めてまいりました市域、地域における電気自動車等の普及や、電気自動車観光の定着化、災害時の電気自動車等を共有する仕組みづくり、さらなる充電施設の普及などが課題として挙げられ

ます。

「4. 今後の取組方針」としましては、行動計画「おかげさまAction!」は今後、中長期に移行するため、これらの課題の実現や、中長期事業の取り組みに向けて、協議会参画者と連携をさらに強化して取り組みを進めてまいります。

また、三重県では、伊勢市でのモデル事業を県内市町へ波及していく予定でございますので、県内各市町と連携を図りながら、電気自動車等を活用した広域的な低炭素社会の創造に向けて、取り組みを継続して進めてまいりたいと考えております。

以上、低炭素社会モデル事業につきましての御報告でございます。

よろしく願いいたします。

◎藤原清史委員長

本件は報告案件でございますが、特に御発言がございましたらお願いいたします。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

すみません、報告案件でもありますので、少しだけ聞かせていただけたらと思います。

10年前の余り燃費の良くないガソリン車に乗っておりますので、大変申しわけなく思っておりますけども、3点ほど聞かせていただけたらと思います。

まず、1つは、加入団体ということで、資料5-2に加入団体を載せていただいております。

商工会議所は、伊勢の事業者さんの入った商工会議所が入っているんですけども、小俣の事業者であります小俣町商工会はこの中には入っていないんですけども。事業者さんも違いますので、入っていただいたらどうかなと思うんですけどもその辺はいかがでしょうか。

◎藤原清史委員長

環境課長。

●出口環境課長

この当時はモデル事業でありして、市としまして意見を言っておりますんですけども、最終的に県の判断で、現状となりました。

これでモデル事業も終わりますので、再度参画者につきましては、意向調査もしておりますので、その中でお声がけをしていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

◎藤原清史委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

よろしく願いいたします。1つでも多くの事業所も参画していただけたらと思います。

もう1つは、ショーケース化の実施ということで、2ページ目の上のほうに載せていた

だいてあります。

伊勢市では軽のバン4台、また日産からお借りしている電気自動車の合計5台、この電気自動車を使っていただいております。

また観光協会やレンタカー事業者などのコムスの利用とかですね、三重交通では電気自動車のピカチュウバス、そういったものも公共交通機関として運行していただいております、大変ふえてきたとは思っておりますけども、その中で、この一緒に参画していただいておりますタクシー業界なんですけども、皆さんご存じかと思いますが、タクシーの中で、電気自動車というのを見かけることもないと思いますし、またハイブリットの車も、タクシーの、この伊勢市内で走っているのも見かけないのが現状ではないかと思っております。

公共交通機関の1つの機関としてタクシー事業者にも、この参画していただいている中で御協力いただけたらと思うんですけども、その点の取り組み状況をちょっとお聞かせいただけたらと思っております。

◎藤原清史委員長
環境課長。

●出口環境課長

まず、この協議会でございますけども、そういう低酸素社会の創造を主体的に考えて行動していく理念で結集したものということで、この協議会が、参画者みずから取り組みをするというのがまず第一でございます。

そういう中で、先ほども、吉岡委員言われたとおり、タクシー業界のほうで導入がないということで、県と連携をしながら、タクシー会社への訪問、また本社にも依頼をさせていただきました。

ただ、電気自動車につきましては、充電の時間でありまして走行距離など、まだ課題がございます導入には至らなかったということでございます。

今後につきましても業界等にアプローチをし続けていきたいと考えております。

◎藤原清史委員長
吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

費用の面等もいろいろあるかと思っております。また、乗車する運転手の方のこともいろいろあると思っておりますけども、粘り強くお願いしたいと思っております。

もう1点は、その下にあります充電施設の整備ということで、市内にも充電設備が随分ふえてきてまして、市役所にも2つ急速充電器等整備されておりますけども、1月には二見の松下の宿泊施設の海の蝶に、ホテルですね、24台も設置していただいたとニュースを聞かせていただきました。

また第三銀行さん等、いろいろと支店にも設置していただいておりますけども、宿泊施設の中でですね、最近またサミットの前に小俣にですね、ルートイン伊勢というのが150台ほど車が止められるところ、160室ほどあるということ聞いておりますけども、そう

いった新しいホテルがオープンしたり、また今度、三交インさんが今度オープンするというので聞いておるんですけども、そのところにも充電設備は、小俣のところにはありませんでした。やはりその、建設してから、後から「おかげさまA c t i o n !」を伊勢はやっていますので充電設備をつくってくれませんかというのではだめだと思いますし、やはりそのつくっている途中でもですね、充電設備の協力をしていただけませんかと声をかけるべきではないかと思うんですけども、さらなる充電施設の普及とあるんですけど、「おかげさまA c t i o n !」としてはどのような方法を考えているのかをお答えいただきたいと思います。

◎藤原清史委員長

環境課長。

●出口環境課長

まず、三交インであるとかルートインのオープンということでございますので、それにつきましては再度参画者の皆様、事業者にアプローチをしていきたいと考えております。

それとさらなる充電施設の普及でございますけども、2ページ目のところに下段でございますけども、26年度末で12カ所から、いちおう28年度末で25カ所になりました。

三重県のほうで充電設備のビジョンを策定しておりますので、それが41カ所になっておりますので、それに向かって目標を進めていきたいと考えております。その目標に向かって進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

◎藤原清史委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【採択請願の処理の経過について（福祉事業所の整備・拡充を求める請願）《報告案件》】

◎藤原清史委員長

次に、「採択請願の処理の経過について（福祉事業所の整備・拡充を求める請願）」の報告をお願いいたします。

健康福祉部参事。

●中村健康福祉部参事

平成 26 年 10 月 7 日開議の市議会定例会本会議におきまして、採択されました「平成 26 年請願第 3 号 福祉事業所の整備・拡充を求める請願」につきまして、その処理経過

及び結果を御報告いたします。

恐れ入りますが、資料6をごらんください。

本件につきましては、平成26年12月、平成27年8月、平成28年2月の教育民生委員協議会におきまして、その経過を御報告してまいりましたが、この度これまでの経過及び結果として御報告をさせていただくものでございます。

重度の障がいのある人に対して、入浴や食事の介護、創作的活動の機会の提供等を行う生活介護事業所の施設整備につきましては、昨年度国の予算状況により国県補助金が大幅に減額をされました。

そのため、市補助金についても、本来ですと国補助金に補助率を乗じ、算定することとなっていることから、減額されることとなるのですが、市としましては、市内における特別支援学校卒業生の日中活動の場の確保の重要性に鑑み、今回は減額前の国補助金を元に算定した補助金額を交付し、本年4月に利用定員30名の生活介護事業所が開設されたところでございます。

また、障がいの有無にかかわらず、対等な立場でともに働ける新しい職場形態である社会的事業所の設置及び運営を支援する事業を県と市により実施しておりますが、この支援を受け、伊勢社会的事業所が本年4月に開設され、5人の障がいのある方が雇用されております。

また、障がいのある人の就労の機会を提供するとともに、生産活動などの機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います就労継続支援事業所につきましては、近年、民間事業所による開設もあり、一定程度サービスの提供体制は充実していると考えております。

今後も、障がいのある人が住み慣れた地域でライフステージに応じて自立した生活ができるよう、引き続き日中活動の場の確保に努めてまいります。

以上が、福祉事業所の整備・拡充を求める請願の処理の経過及び結果についての御報告でございますので、よろしく願いいたします。

◎藤原清史委員長

本件も報告案件であります。特に御発言がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【採択請願の処理の経過について（喫煙場所を適切に設置し、よりよい分煙環境を整備する請願）《報告案件》】

◎藤原清史委員長

次に、「採択請願の処理の経過について（喫煙場所を適切に設置し、よりよい分煙環境

を整備する請願)」の報告をお願いいたします。

健康課長。

●岩佐健康課長

平成 27 年 10 月市議会定例会において採択されました「平成 27 年請願第 1 号 喫煙場所を適切に設置し、よりよい分煙環境を整備する請願」の処理経過について御報告申し上げます。

資料 7 をごらんください。

本請願は、喫煙場所を適切に設置し、よりよい分煙環境の整備を求める請願でございます。

宇治山田駅前、伊勢市駅前、外宮前広場、おはらい町地下道近辺への喫煙場所の設置については、宇治山田駅前広場及び伊勢市営宇治駐車場に、平成 28 年 5 月に喫煙所を新たに設置しました。

喫煙所は、高さ 2 メートルのパーテーションで周囲を囲ったもので、設置場所と喫煙所の状況については、別紙 1 が宇治山田駅前広場、別紙 2 が伊勢市営宇治駐車場の状況となっておりますので御参照ください。

また、伊勢市駅前と外宮前広場についても関係機関と協議を重ねましたが、現時点では適切な喫煙場所の確保が困難な状況となっております。

次に、市役所内の来客用の喫煙場所の設置については、市役所本庁舎については、現在、計画中的の本庁舎改修にあわせて、受動喫煙防止に十分配慮し、来庁者の喫煙場所の検討を行っているところです。

各総合支所につきましては、屋外に喫煙場所を設置してあります。

最後に市関係施設における喫煙場所の設置については、主に屋外に喫煙場所を設置してある施設が多い状況です。幼稚園、小中学校等では、教職員の健康管理並びに園児、児童生徒に対する受動喫煙防止と防火の観点から、引き続き敷地内の全面禁煙を実施いたします。また、施設の立地状況から、喫煙場所を設置することができない施設もある状況となっております。

以上が喫煙場所を適切に設置し、よりよい分煙環境を整備する請願の処理についての経過の御報告でございます。

よろしくをお願いいたします。

◎藤原清史委員長

本件も報告案件ではありますが、特に御発言ありましたらお願いいたします。

中村委員。

○中村豊治委員

今回の請願につきましては、今課長のほうからですね、説明があったような内容でございます。

特に昨年 10 月 1 日に参考人招致を委員会にいたしまして、たばこ販売組合のほうから 3 名の方が、委員会に出席をしていただいて、参考人招致、意見等々を述べていただいた

という経過があるわけです。

議会といたしましても10月7日の日に圧倒的な多数をもってこの請願については採択をされた、こういう経過がございます。

特に全国的にみてもですね、議会がこういう請願を採択するということについては、新しい試みということで、J Tの担当者の皆さんも大変、伊勢の議会について、賛意を示しておるといような状況でございます。

特にこの請願につきましてはですね、今申し上げられたように宇治山田駅前とそれからおはらい町にああいう喫煙所が設置をされたということで、大変観光客の皆さんも含めて、評価をいただいております。これは当局担当者の皆さんも大変御努力をいただいたといようなことございましてですね、評価をさせていただきたいというぐあいに思います。

特にこの請願については、まだ私どもはですね、議会としましては、全部が終わったということでもございせんし、道半ばといふことございしますので、あと残された部分については、ぜひ努力をお願いしたいといふことで、御意見申し上げたいといふぐあいに思います。

◎藤原清史委員長

他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【城田中学校のプールの取り扱いについて《報告案件》】

◎藤原清史委員長

次に、「城田中学校のプールの取り扱いについて」の報告をお願いいたします。

副参事。

●橋本学校教育課副参事

御説明を申し上げます前にお詫びのほうを申し上げます。

これから御報告いたします、「城田中学校のプールの取り扱いについて」でございますが、資料8の題名が「伊勢市立城田中学校プールの処分と跡地利用について」と、本来の案件名と異なって記載をしておりました。まことに申しわけございません。案件名のとおり訂正をさせていただきます。

それでは、「城田中学校プールの取り扱いについて」御報告をいたします。

城田中学校のプールにつきましては、昭和47年の建設以来44年間、修繕を行いながら水泳授業に使用してまいりました。

この間、主要な部分の大規模な改修も施工をしまいましたが、昨年より大幅な漏水が発生し、現在は一晩で水位低下が目を確認できるほどの状態となっており、水泳の授業に支障を来しております。

改修には配管の根本的な取り替えが必要となっておりますが、本管はプール本体の下やプールサイドに位置しており、本体底のコンクリートやプールサイドを大幅に取り壊して再度また復旧させることから高額な費用が見込まれます。

また、最終の改修より 15 年を経過しており、本体そのものにも改修が必要となっております。

このことから、資料 2 にお示しさせていただいたように中学校プールの方針により平成 28 年度以降の水泳授業を停止し、プールを解体処分し、跡地利用を図りたいというふうに考えております。

以上、「城田中学校のプールの取り扱いについて」御報告申し上げます。

◎藤原清史委員長

本件につきましても報告案件ではございますが、特に御発言がございましたら、お願いいたします。

上田委員。

○上田修一委員

プールの取り扱いについてですね、標題がもう処分やということでございますので、処分かなという形で見ましたけども、やっぱり中学校のプールの存続というか、価値観というんですかね、この前も教民で学校の視察に行っていました。そのときには、文科省として、やっぱり小中学校のプールはまだ文科省の教育の中に必要なんだというふうに言われてつくられた学校を見てまいりました。

伊勢市としてですね、その辺のところの文科省との対するプールのというか、子供の水泳についてはですね、どのようなお考えかお聞かせください。

◎藤原清史委員長

学校教育課副参事。

●橋本学校教育課副参事

学習指導要領上、小学校の水泳につきましては、水に慣れ親しみ、長く泳ぐということになっておりまして、中学校につきましては、これらの小学校の学習を受けて、泳法を身につけ効果的に泳ぐということ、それが目標となっております。

しかしながら学習指導要領上で適切な水泳場の確保が困難な場合には、これを取り扱わないことができるというような内容の取り扱いがございますので、そのような取り扱いをしていきたいというふうに考えております。

◎藤原清史委員長

上田委員。

○上田修一委員

困難な状況なら、そのことは問題として取り扱わなくてもいいという形でございます。先ほどの説明の中にも老朽化とか高額なお金がかかるといふ形で、このものは廃止をする。以前も、宮川中学校の新築校舎を建てるときにも、プールについては必要ないということで撤去され、そこに1つの空き地をつくってしまいましたけども、やっぱりその辺のところはですね、高額なものが要るといふとか、そういう形になったときに、すべてがこの対応で、伊勢市は中学校のプールがなくなっていくんだという、定例化といふのか、そういう形でやっていくということになっていくんですけども、その辺のところはどうお考えでしょうか。

◎藤原清史委員長

学校教育部長。

●藤原学校教育部長

結果的にですね、今古くなって大規模な改修工事が必要なところについては、新たな建て直し、大規模な工事は行わないというふうな形で進めておりますので、今回の城田中学校の場合も44年経過をしてまいりましたので、今後再度使えるような状態にするためには高額な費用がかかるというふうなことです。これにつきましては、そういう整備方針に沿った形で、今後整備を行わないということです。今後古くなってですね、大規模な改修が必要な学校は、順次なくしていくというふうなことになるかと思っております。

◎藤原清史委員長

上田委員。

○上田修一委員

わかりました。今後もそういう形で高額な金額がかかるとか、いろんな形が出てきたら、なくしていくということです。

三重県下においても松阪市なんかはもうほとんどプールがないというような状況も聞いています。伊勢市もゆくゆくはまったくないという形になるんだろうなというふうに想像するんですけども、やっぱり中学校はですね、小学校過程で、そういうことを十分に、プールの利用をして泳ぐということに対して、しっかりと覚えていって、中学校ではそれが自分たちの応用力で泳ぐ、マスターしていくんだということをですね、考えておるのであれば、やっぱり小学校のときにしっかりと泳ぎというものをしっかりと身につける授業をしてほしいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎藤原清史委員長

品川委員。

○品川幸久委員

私もプールのこと少し聞かせてほしいんですけど、伊勢市の中学校プールの方針ということが出されたときにですね、委員会ではほとんど議論をされんと、一方的に出されて通っていったような感じだったですよ。

私もそれだったら本当にプールはなぜこうなんだということを、やっぱり委員会の場所で議論をしたかったんですけど、なかなかその機会がなかったということで、どういう経緯でそういうふうになったのか、もう1回、中学校プールの方針についてどのような経緯で決まったか教えていただければありがたいかなと思います。

◎藤原清史委員長

学校教育部長。

●藤原学校教育部長

申しわけありません。私そのときにですね、そういうこう、話し合いの場におらなかった関係で、その出来あがった文書といいますか、残っておる文書を見させていただいて、答弁をさせていただいておるわけですけれども、中学校のプールといいましても、大体こう実施を行う時期が6月の末から7月の夏休みまでの期間、約3週間という形になります。

中学校の場合ですと、体育の授業の中で水泳の授業を行いますので、3週間の中で1週間に3回の授業が行われると。そうしますと、すべて晴れて泳げる期間としましては、単純計算をしますと9回という形になります。

ただ、梅雨時ですので、あるいは水温が低かったりというふうな場合を考えますと、大体5回程度が実施できる回数かなというふうに思っております。そうしたときにですね、その3週間の期間で、プールをひとつつくりますと、1億5千万ほどかかってくるわけですけれども、1年間水を確保して、水泳の時期には当然水の管理ということで、薬品等を投入したりというふうなことで、メンテナンス費用も相当かかってまいります。

そんなところから、長期間使用して大規模な改修をしたときのコストパフォーマンスといいますか、そういうことを考えたところでですね、高額な費用がかかるときには、新たな工事を行わないと、少額の場合については、工事をしながら使える間は使っていくというふうな方針を示したのではないかなというふうに想像しておるところでございます。

◎藤原清史委員長

品川委員。

○品川幸久委員

私は教育委員会さんのほうにね、ヒアリングしたときは、実は女子生徒の子が水着になるのが非常に嫌がっておると、不人気であるというふうなところで、最初これが出始めたというのが、元やったというふうに説明は聞いてますんですけど。

そのときにですね、私もいろんなところで新聞を見たんですけど、実は、関東のほうではですね、やっぱり同じようなことで、女子生徒が水着になるのは嫌だっていうようなところがありまして、それならじゃあ女子中学生にね、自分たちが着たい水着をデザインし

てみろというようなことで、男子も女子も一緒に入ってますね、女子の方はね、できるだけ自分のボディーラインが見えないようにとか、いろんなことで非常に人気があつてですね、プールの授業を今やっていると。その点、伊勢市とはやっぱり発想の仕方が違う、これはもう特に行政も、今の市の行政も全部そうやと思うんですけど。1つ問題があつたら、そのところで発想を変えていくということが非常にね、将来的につながることもあるんでね。

今、部長さん言われたのは経費が非常にかかるというようなことで、これはやすらぎプールのときにね、廃止をするか、せんかのときに教育委員会のほうに意見を求めています。そのときにお答えが、水泳ができるということは、命にかかわることなんで、非常に重要視しとるというふうな教育委員会の御答弁だったですね。私はそのときにおりましたんで、それでしたら、小学校のときに、全員がすべてみんな泳げるようにしていただけるんですね、というふうに質問をした覚えがあります。教育委員会のほうとしては、やすらぎプールに関しては、命に大事なことやで絶対プールは必要やというふうなことを言うといつてですね、いま中学校のプールをどんどんなくしていくというところに、非常に私は違和感を感じておる。そういうようなところですね、そこら辺はちょっと、どんな感じで思っておられますかね。

◎藤原清史委員長
学校教育部長。

●藤原学校教育部長

まず、水着のことが話題に出ましたのですが、今ですね、私も教育委員会に来る前には現場の中学校のほうに勤めておりましたので、中学校のほうの子供たちの水着の状況、以前はスクール水着というような肌の露出が多い水着を着ておりましたが、今は、大変紫外線に弱いとか、日焼けの問題です、長袖タイプ、あるいは脛まである、膝まであるというようなタイプ、あるいはフードのついているようなものも、子供たちが着て水泳をしておりましたので、この辺りは、相当最近になりまして、子供たちのそういう問題、肌の弱いというような、そういう問題も含めて、随分水着の使用については寛容になってきとるのかなというふうに考えます。

品川委員のおっしゃるように、命の問題にかかわりますので、この辺については、水泳の授業を通して泳力を身につけるということは大変重要であるというふうには感じてはおりますけれども、最近はスポーツクラブとか、そういうようなものも普及してまいりまして、城田中でいいますと、城田校区ではスイミングスクールのほうも近くにあるというふうなことで、子供たちも小さいころから通っておる生徒も多いのかなというふうにも思いますので、やすらぎプールも含めて、そういう既存の施設を有効に利用しながら、子供たちの泳力を図っていき、また、泳力だけではなくて、学習指導要領に示されています体力づくりでありますとか、あるいは陸上競技でありますとか各球技でありますとか、そういう学習指導要領に則って、子供たちの体力、運動能力をバランスよく育てていくということで、各学校工夫して取り組んでいただいておりますので、そんな中で、命の守ることにつきましても、保健の授業を通して、危機管理能力を高めるような授業も含めて行ってお

りますので、その辺で、各学校のほうで適切に子供たちの学習に取り組んでもらっておると、そんなふうに認識をしております。

◎藤原清史委員長
品川委員。

○品川幸久委員

ありがとうございます。上田委員もおっしゃられましたけど、小学校のときにね、漏れなく泳げるように、先生方は努力してもらわんとですね、中学校プールをなくしたということがね、仇になってね、おぼれて死んだというようなことになると大変ですもんでね、そこら辺のことはよろしく取り組んでいただきたいと思います。

◎藤原清史委員長
他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

以上で、本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして教育民生委員協議会を閉会いたします。

閉会 午後 3 時 23 分